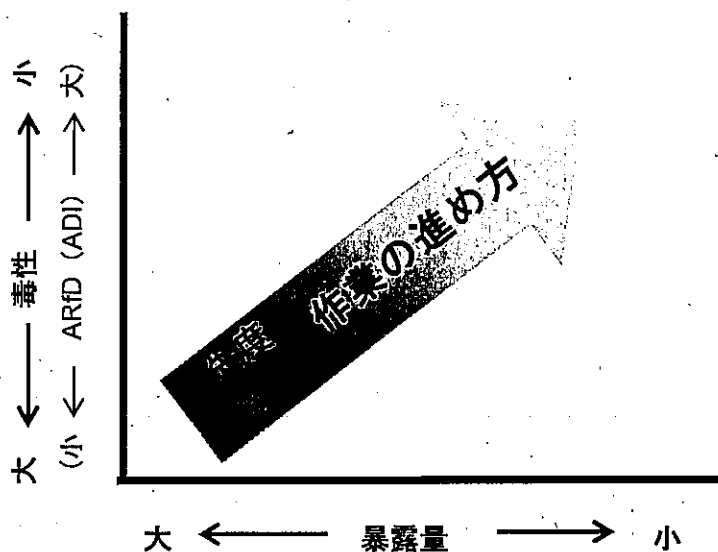


急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方について

1. 基本的な考え方

平成 26 年 12 月より、急性参照用量 (ARfD) を考慮した残留農薬の基準設定について、審議が開始されたところであり、今後、新規開発や適用拡大等による基準設定のため食品安全委員会において評価がなされる農薬については、ARfD を考慮した基準設定を行うこととしている。一方、このような基準設定の予定がない農薬については、各農薬の毒性や暴露量等を踏まえ、計画的かつ効果的に ARfD を考慮した基準の検証を進める必要がある。このため、基準設定の予定がない農薬については、海外における評価結果等を参考に、基本的に毒性及び暴露量が大きいと考えられる農薬から優先的に見直し作業を進めることとする。



2. 当面の作業方針

上記「1. 基本的な考え方」に基づき、以下の条件に該当する農薬について、優先的に基準の見直しに係る作業を行う。

○ ARfD (ADI) が 0.01mg/kg 体重 未満であって、モニタリング検査における検出率が 0.1%以上の農薬又は出荷量が 800t・kL/年以上の農薬

○ モニタリング検査における検出率が 1%以上又は出荷量が 2000t・kL/年以上の農薬であって、ARfD (ADI) が 0.03mg/kg 体重 未満の農薬又は ARfD (ADI) が設定されていない農薬

ARfD (ADI): FAO/WHO 合同残留農薬部会 (JMPR)、米国又は EU で設定された ARfD の最小値
ただし、ARfD の設定がない場合は、ADI を用いる。

検出率: 地方自治体又は検疫所で実施されたモニタリング検査における検出率

出荷量: 農薬製剤の年間国内出荷量 (固形製剤の重量(t/年)及び液体製剤の容量(kL/年)) を用いる。

※1 上記の条件に該当する農薬においては、さらに、毒性については、国際機関等の ARfD に係る評価内容など、暴露量については、各農薬の適用状況・残留量、各農作物の消費量などを踏まえながら、基準の見直しに係る作業を進める。

※2 上記の条件に該当するか否かにかかわらず、農薬の短期摂取量の試算を行う中で、国際機関等の ARfD を超過するおそれがある食品があり、かつ、当該食品への同農薬の残留の可能性も高いことが判明した農薬については、速やかに基準の見直しに係る作業を進める。